

## 米兵による強制わいせつ致傷事件に関する意見書

去る8月18日午前4時30分ごろ、那覇市内において、在沖米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えた。

女性に対する強制わいせつは、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。

また、今回の事件は、人通りの少ない早朝に行われ、背後から引き倒す等、手口も卑劣きわまりないものであり、断じて許すことはできない。

このような米兵による事件、事故は過去にも幾度となく発生し、本市においても世界一危険な普天間飛行場を抱えており、米軍基地が存在するがゆえに繰り返される事件、事故に対し、市民、県民の怒りと恐怖は限界に達している。

本市議会は、これまで米軍人・軍属等による事件、事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に再三再四強く申し入れてきたところであるが、今回もこのような事件が発生したことは極めて遺憾であり、激しい憤りを禁じ得ない。

なお、平成22年6月に在日米軍沖縄地域調整官が、米軍の事件・事故を減少させるための新たな措置を発表したにもかかわらず、それ以降も事件が頻発しており、その効果、関係者の再発防止への取り組み、軍人への教育のあり方等に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、9万5千人余の市民、沖縄県民の尊い生命・財産と人権を守る立場から、今回の事件に対し、嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

1. 加害者に対する厳正な処罰と被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
2. 在沖米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
3. 日米地位協定を抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣